LIBRARY

時事新報

第三千百九號
明治廿四年八月十六日 日曜日
舊暦辛卯七月十二日 (甲戌)
(西暦一千八百九十一年)

時事新報は全國中紙面の數も廣き新聞紙なり

時事新報には毎號詳細なる商況物價

時事新報定價

時事新報は毎號八面乃至十二面にして詳細の商況物價報告あり其代價遞送料廣告料は左の如し

一枚二錢〇一箇月前金五十錢〇三箇月前金一圓五十錢〇六箇月前金三圓〇一箇年前金六圓〇月曜日休刊

〇時事新報社ヨリ直接ニ郵送スルモノハ右定價ノ外ニ一箇月十三錢ノ遞送料ヲ申受ク

時事新報廣告料(前金)

一行五號活字廿四字詰	一日限	一日以上六日迄	七日以上
一行ニ付	十三錢	十一錢	十錢五厘

本社へ寄稿に付

東京府下を始め各府縣に通信社なるものありて是より各新聞社に報道を發送し各新聞社は之を受けて紙面を塡塞するより各社同一の記事を掲ぐること寡からず獨り時事新報社は社員並に通信員の多きを以て斯類の社に通信を依頼せずと雖も世間往々此事を知らずして通信社にさへ報道すれば本社にも其報道は達する事と信ずる方多きが如し爲めに行違ひを生じたる場合も寡からざれば本社に記事論説を寄稿せんとする方は直接に本社に向け發送あらんことを請ふ

時事新報

私立學校撲滅 (昨日の續)

政府の學政當局者が私立學校を有害視して官立學校の保護に熱心なるは今日に始まりたるに非ず從來慣行の手段に於ても其然るを見る可しと雖も抑何故に私立學校を有害視するやと云ふに當局者間に行はるゝ説ありとて世間に傳ふる所を聞くに私立學校の敎育は政治に偏して治安に害あるもの少なからず彼の世間にて壯士と稱する輩の如きは多くは私立學校の製造に係るものにして社會の禍源は重に其敎育に原因するものありとの説を爲すものありと云ふ我輩の所見を以てするに若しも彼の壯士流の輩出を以て敎育の結果なりとするときは其罪は寧ろ官公立學校の敎育に歸せざるを得ず之を事實に徴するに明治五年政府が學制を頒布して學校の設立を獎勵し敎育の普及を謀りたる其結果は如何にと云ふに爾來世に無産有志にして身に一錢の貯なきも口には天下國家の事を喋々する少年輩を造出したるの事實は明白にして之を抹殺す可らず彼の明治十三四年の頃政談の氣風盛にして天下到る處に討論演説の聲を聞かざるなき其時に當り政府は殊に命令を發して官公立學校の敎員に政談を禁じ又その學校を討論演説の用に供することを禁じたるは即ち取も直さず時の官公立の學校中に政談の氣風頗る旺なりしを證するものにして今日壯士と稱する輩と雖も一々其經歴を取調べたらば政府の獎勵したる各學校の敎育を受けたるもの必ず多きことならん近く其例を求むれば政府の筋に緣故あり又曾て其筋より内々補助をも得たる何々學校何々會何々所の如き其名は敢て明言せざれども隨分古流極端なる政論家を養成して之が爲め直接間接に社會に及ぼす可き影響は識者の常に憂る所なり固より天下無數の私學校、鄙近殺風景の政論家を出さゞるに非ずと雖も其弊源を尋るときは敎育の發達進步と一般生活の程度と相伴はざるが爲めにして若しも罪の歸する所を求むれば最初政府の當局者が國情の實際を問はずして單に文字上の敎育を獎勵強迫したる其偏見の處置に在りと云はざるを得ず然るに事の原因次第を詳にして之を匡濟する所以の術を講せず目下の有樣に就て速了の判斷を下し私立學校の敎育を云々するが如きは決して至當の見解と云ふ可らず我輩の萬々服せざる所なり又聞く所に據れば全國の學生が東京に來集するは府下に私立學校多きが故にして之が爲めに學生をして都會の惡風に感染せしむるの弊なきに非ざれば各地方の高等中學を保護して間接に此弊を防ぐ可しとは當局者の常に主張する所にして今回の處置の如きも或は此邊の意味もあるに非ずと云へども都會に人の群集するは自然の勢にして少年學生の來るも亦唯その一部分のみ各地方に僅々たる高等中學校を作りて此大都會の學生の數を減少せんとは人事の大勢を知らざる小策にして戯に之を喩へば大都會に遊冶郎の多きを心配し各地方に花柳を盛にして之を誘導し以て都下を靜にせんと企るものに異ならず中央の帝都には書生も多し遊客も多し其多きは人事の大勢に由來するものにして單に私立學校あるが爲めにあらず遊廓あるが爲めにあらず苟も机上を離れて人間社會を觀るの眼あらん人は斯る小策に感服する者なかる可し要するに政府の當局者が兎角官立學校の保護に熱心して私立學校を蔑視するの意は從來の擧動に就て自から窺ふ可きものあれば今回の所謂撲滅策の如きも當局者の處置として固より怪むに足らざれども我輩は靜に事の成行を傍觀して當局者の爲め否寧ろ國家敎育の爲めに憂ふる所のものありと云ふは外ならず彼の高等中學の如きは政府が如何に其保護に勉むるも社會自然の成行に於て早晩廢滅の運を免れざるは數の最も睹易き所なれば今更喋々するに及ばざれども元來我輩の持論に於て今の官公立學校の敎育の如くして單に銘々の生活を目的とするものは之を國家公共の費用に仰ぐを要せず寧ろ人民の自由に任ずるを可とすれども之に反して深遠高奥の學理を研究する眞實の高等敎育に至りては之を國家の負擔として國の學藝の淵源を養成保護せざる可らずと信ずるものにして我輩の所謂國家敎育とは即ち此邊の意味なれども若しも當局者が從來の如く單に自家の學校を保護するに急にして其の他を顧みざるときは益々世論の反對を惹起して其反對論の向ふ所は單に今の高等中學のみならず或は諸官立學校絶滅論となり或は文部省廢止論となり遂に或は所謂國家敎育をも云々するに至るやも知る可らずと我輩の竊に掛念する所なり當局者たるものは今日に處して少しく事理に通じ前後を顧みるの心掛なかる可らざるなり (畢)

官報

〇内務省令第十五號

明治十九年(六月)當省令第十一號警察官吏其他内國旅費概則中左ノ通改正シ明治二十四年八月十六日ヨリ施行ス

明治二十四年八月十五日　内務大臣子爵品川彌二郎

第六條　削除

第七條第四項中「四等」ヲ「三等」「六等」ヲ「四等」ト改ム

甲號表

汽車賃	汽船賃	車馬賃	日當
一哩毎ニ	一海里毎ニ	一里毎ニ	一日毎ニ
金三錢	金四錢	金七錢	金五十錢

乙號表

汽車賃	汽船賃	陸路雜費	日當
一哩毎ニ	一海里毎ニ	一里毎ニ	一日毎ニ
金二錢	金三錢	金四錢	金三十錢

内務省令第十五號參照

内務省令第十一號警察官吏其他内國旅費概則(明治十九年六月二十六日)抄錄

第六條　官社神官ノ旅費祭主ハ閣令第十四號内國旅費規則ノ三等旅費宮司權宮司ハ同五等旅費禰宜主典宮掌ハ同六等旅費ヲ支給スヘシ

第七條中

第四項　華族及從六位勳六等以上ノ士民ヲ公務ニテ旅行セシムルトキハ閣令第十四號内國旅費規則ノ四等旅費其他有位帶勳ノ士民同上ノ節ハ同六等旅費ヲ支給スヘシ

甲號表

汽車賃	汽船賃	管外車馬賃	管内車馬賃	管外日當	管内日當
一哩毎ニ	一海里毎ニ	一里毎ニ	一里毎ニ	一日毎ニ	一日毎ニ
金五錢	金五錢	金七錢	金五錢	金五十錢	金三十錢

乙號表

汽車賃	汽船賃	陸路雜費	日當
一哩毎ニ	一海里毎ニ	一里毎ニ	一日毎ニ
金三錢	金三錢	金四錢	金三十錢

〇内務省令第十六號

明治二十二年(四月)當省令第六號徴兵參事員旅費額左表ノ通リ改正シ明治二十四年八月十六日ヨリ施行ス

明治二十四年八月十五日　内務大臣子爵品川彌二郎

汽車賃	汽船賃	車馬賃	日當
一哩毎ニ	一海里毎ニ	一里毎ニ	一日毎ニ
金四錢	金五錢	金十錢	金七十錢

内務省令第十六號參照

内務省令第六號徴兵參事員手當金並ニ旅費支給規則(明治二十二年四月二十四日)抄錄

旅費額

汽車賃	汽船賃	車馬賃	日當
一哩毎ニ	一海里毎ニ	一里毎ニ	一日毎ニ
金六錢	金六錢	金八錢	金七十錢

〇内務省訓令第十八號

廳　府　縣　大坂衞生試驗所　横濱衞生試驗所　集治監　假留監

明治二十年(六月)當省訓令第二十七號學校職員及郡區書記戸長旅費額左ノ通リ改正シ明治二十四年八月十六日ヨリ施行ス

明治二十四年八月十五日　内務大臣子爵品川彌二郎

明治十九年勅令第六十五號同年閣令第三十五號ノ學校職員及ヒ郡區書記戸長等國庫ノ費支辨ニ關スル用務ヲ以テ旅行セシムルトキ學校職員ニシテ其奏任待遇ヲ受クルモノハ三等旅費判任待遇ヲ受クルモノ及ヒ郡區書記戸長ハ四等旅費ヲ内國旅費規則ニ依リ支給スヘシ

内務省訓令第十八號參照

明治十九年(十月八日官報)勅令第六十五號ハ尋常師範學校官制ナリ

閣令三十五號(明治十九年十二月二十八日)

公立學校職員ノ待遇ハ尋常中學校及等位ノ之ニ準スヘキ學校ニ於テハ學校長教諭助教諭書記トシ小學校及等位ノ之ニ準スヘキ學校ニ於テハ學校長訓導トシ總テ判任ヲ以テ待遇スヘシ

〇農商務省訓令第三十四號　大林區署

明治二十三年農商務省訓令第十號大林區署管内旅費規則甲號表ヲ改正シ二十四年八月十六日ヨリ施行ス

明治二十四年八月十五日　農商務大臣陸奧宗光

甲號表

等級	汽車賃 一哩毎ニ	汽船賃 一海里毎ニ	車馬賃 一里毎ニ	日當 一日毎ニ
一等 奏任官	金五錢	金五錢	金十二錢	金一圓
二等 判任官	金三錢	金[illegible]	[illegible]	[illegible]
三等 雇員	金二錢	金[illegible]	[illegible]	[illegible]

農商務省訓令第三十四號參照

農商務省訓令第十號大林區署管内旅費規則(明治二十三年[illegible]五日)抄錄

甲號表

等級	汽車賃汽	[illegible]
	一哩毎ニ	[illegible]
一等 奏任官 三等 四等	金五錢	金[illegible]
二等 奏任官 五等 六等	金五錢	金[illegible]
三等 判任官 四等以上	金三錢	金[illegible]
四等 判任官 五等以下	金三錢	金[illegible]
五等 雇員	金二錢	金[illegible]

〇内務省告示第四十號

一喜嶋常記大熊大藏ヲ要[illegible]

右出版物ハ治安ヲ妨害スル[illegible]

頒布ヲ禁止ス

明治二十四年八月十五[illegible]

雜報

〇職工條例、贊成者の言く
の意見は前號の紙上に記載
見なりと云ふを聞くに元來
條例の如何に依るものなれ
於て彼れ是れ喙を容れべき
の言ふが如く頭から今日は
得たる議論にあらざるのみ
るを得ず開くが如くんば
要なる事は認めたり已に其
何とて今日に無用なるか
分に行はれ居るが爲め別段
ずと云ふに在れども其德義
ものにあらず現に今日と云
地を拂ふて去らんとする傾
先き製造業等の益々勃興し
の次第に増加するに從ひ其
くべきは鏡に懸けて見るが
へんとする一種の德義に依
社會を支配せんとするは到
確乎不拔の法律なかる可く
ありと云ふも蓋しこの時代
今日は果して無用なるかの
其必要あり何んとなれば今
依りて纔かに其間を取締る
とを取り去らば更に一物の
ものたらざる可らず況んや
合の如きも大に其取締を失
りたれば職工保護の上から
ら云ふも共に必要にして然
らず然からざれば雷に雇主
ならず國家生産の上より云
れず故に今日に於て無用な
らぬ迂論と云ふの外なしな
する所の腹案とは果して如
が其諮問に對する答案は果
未來に屬し一は未だ之を見
豫かじめ其駁論を爲するの
の必要なる事丈は毫も疑は